

太田市農業後継者報奨要綱

(目的)

第1条 この要綱は、農業後継者を報奨し奨励することによって、本市農業の推進、発展を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「農業後継者」とは、15歳以上の農家世帯員又は経営主と同居していない子で、次に農業経営を継承することが確認された者及び新規就農者をいう。

2 この要綱において「新規就農者」とは、新規学卒就農者及び離職就農者のいずれかに該当する者をいう。

3 この要綱において「新規学卒就農者」とは、学校を卒業後、新たに農業に就業した者又は学校を卒業後、技術習得等の研修を受け、新たに農業に就業した者をいう。

4 この要綱において「離職就農者」とは、過去に農業に従事せずに恒常的勤務に就いていた者又は農業従事が従で恒常的勤務に就いていた者が、農業で恒常的な収入を得ることを目的にそれまでの職を退職し、新たに主として農業に従事することになった者をいう。

(農業後継者報奨基準)

第3条 農業後継者報奨は、報奨年度の前年度において市内に住所を有し、営農の拠点の全部又は大部分を市内とする就農時40歳以下の新規就農者について行う。

(報奨の手續)

第4条 農業後継者報奨を受けようとする者は、太田市農業委員会会長に対して農業後継者報奨該当申告書(様式第1号)を提出するものとする。

2 太田市農業委員会会長は、前項の申告に基づき、市長に対して農業後継者報奨推薦書(様式第2号)を提出するものとする。

3 太田市農業委員会会長は、前条に定める農業後継者報奨基準を満たす者の申告がない場合について、本人の同意を得て前項に規定する推薦を行うことができる。

4 市長は、第2項及び前項の推薦があった者の中から被報奨者を決定する。ただし、過去に農業後継者報奨を受けている者に対して、同一の事由により再度被報奨者とすることはできない。

(報奨の方法)

第5条 農業後継者報奨は、市長が予算の範囲内で報奨品を交付するとともに、

奨励状を授与することにより行う。

2 被報奨者は、農業後継者報奨者名簿（様式第3号）に登録するものとする。
（委任）

第6条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年 2月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 3月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 8月 1日から施行する。